

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験及び効果測定

法令・安全・接遇

地 理

問題集及び参考資料

令和7年7月版



名古屋タクシー協会

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験及び効果測定

● タクシー業務適正化特別措置法 抜粋

第48条(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

第1項 国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になるようとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う。

第2項 前項の試験を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。

● タクシー業務適正化特別措置法施行規則

第39条(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

法第48条第1項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験(以下単に「試験」という。)はタクシー事業に係る法令、安全及び接遇に関し告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。

● タクシー業務適正化特別措置法施行規程

第5条(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

施行規則第39条第1項の告示で定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	事 項
タクシー事業に係る法令、安全及び接遇	1 道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法、道路交通法、道路運送車両法その他の関係法令に関する事項
	2 道路運送法第11条第3項に基づき公示された一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款に関する事項
	3 当該指定地域における交通事故の発生状況
	4 タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び知識
	5 交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項
	6 過労運転の防止その他健康管理に関する事項
	7 タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項
	8 タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項
	9 高齢者、障害者等の乗車、降車時におけるタクシーの運転者の対応に関する事項
	10 その他タクシー事業の業務に必要な法令、安全及び接遇に関する事項

● タクシー業務適正化特別措置法施行規則第39条第1項に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験及び効果測定の実施について

【出題範囲及び設問形式等】

	試験	効果測定
科目	法令、安全及び接遇	地理
地域	指定地域(名古屋地域)	指定地域(名古屋地域)
出題範囲	告示第5条で規定する法令、安全及び接遇に関する科目の試験範囲	告示第5条で規定する地理に関する科目の試験範囲
設問方式	文章による○×方式及び語群選択方式 (それぞれの比率は問わない)	文章による○×方式及び語群選択方式及び地図問題 (それぞれの比率は問わない)
出題数	45問 (法令、安全及び接遇のそれぞれについて概ね15問程度出題。)	20問
配点	1問1点	1問1点
合格基準	正答率70%以上(32問以上の正解)	正答率70%以上(14問以上の正解)
補講		正答率60%以上70%未満(12問・13問)
補講及び再試験	正答率70%未満(31問以下)	正答率60%未満(11問以下)
再効果測定		
時間	60分	30分

試験問題集・効果測定参考資料 目次

1	法令試験		1～3
2	安全試験		4～6
3	接遇試験		7～9
4	地理効果測定 参考資料		10～

(注意事項)

・法令、安全、接遇の試験は、問題及び解答ともに問題集に記載のある内容にて出題されます。地理の効果測定は参考資料にある講習で重要とされるところから出題されます。

・法令、安全、接遇は文章問題で「○×問題」です。地理は「語群選択方式」と「○×問題」となります。問題の記載内容が正しい場合は「○」、間違っている場合は「×」で、語群選択では正しいと思われる(ア)(イ)(ウ)・・・群から選択し解答を記入します。

・法令試験、安全試験、接遇試験は、一つの科目としてそれぞれの試験問題から各15問(全部で45問)出題されます。

・法令試験、安全試験、接遇試験の内、同じ基本問題(重要な問題)が毎回試験に出題されます。

・地理効果測定は、「1.主要な通り名・交差点名について」「2.主要なランドマーク・交差点名について」「3.道路・交差点及び施設・所在地について」「4.地理・行き方について」「5.高速道路利用について」「6.読み方について」の問題記載内容を問う問題が全部で20問出題されます。

・当日の問題用紙の持ち帰りは自由です。解答用紙のみ回収します。

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験問題集「法令」問題

番号	問題	解答	関係法令等	備考
1	タクシーの運送約款は、タクシーを利用する際の、タクシー事業者と利用者との間の、運送サービスに関する権利義務を取り決めた運送契約である。	○	道路運送法 第11条	
2	一般乗用旅客自動車運送事業者は、運送の申し込みが運送約款によらないときは、運送の引受けを断ることができる。	○	道路運送法 第13条	
3	営業区域外に行って営業区域内に帰ろうとした時、営業区域外のある地点までの運送の申し込みを受け、そのまま旅客を乗せて運送した。	×	道路運送法 第20条	「出発地」と「到着地」の両方が営業区域外となる旅客運送をすることはできません。
4	一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならないことになっている。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○	道路運送法 第25条	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であって旅客の求めがあったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければならない。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第10条	
6	一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第3条	
7	旅客自動車運送事業者は、運転者の健康状態の把握に努め、飲酒、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある運転者を、事業用自動車に乗務させてはならない。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第21条	
8	旅客自動車運送事業者は、運転者の健康状態の把握に努めるが、短時間であれば、疾病により安全な運転をすることができないおそれのある運転者について、事業用自動車に乗務させてもよい。	×	旅客自動車運送事業 運輸規則 第21条	疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。
9	旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする乗務員に対して対面により点呼を行い報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。また、乗務を終了した運転者に対しても、対面により点呼を行い、報告を求めなければならない。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第24条	
10	乗務しようとする運転者に対する点呼は、日常点検の実施又はその確認や、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転をすることができないおそれの有無を確認するものであるが、飲酒については確認しなくてもよい。	×	旅客自動車運送事業 運輸規則 第24条	乗務前の点呼においては、飲酒により安全な運転をすることができないおそれの有無についても確認する。
11	運転者は、乗務前と乗務後の点呼をそれぞれ受けるとともに、必要な報告をすることとされている。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第24条 第50条	
12	運転者は、乗務した事項を記録しなければならないことになっている。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第25条 第50条	
13	タクシーの車両には、地方運輸局長の指定する規格に適合する地図を備えておかなければならないが、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子地図は、地図の備え付けとみなされない。	×	旅客自動車運送事業 運輸規則 第29条	カーナビゲーションシステム等、電子地図も令和4年12月28日の改正により地図の備え付けとみなされます。
14	旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、日々雇い入れられる者を、事業用自動車の運転者として選任してはならない。	○	旅客自動車運送事業 運輸規則 第36条	

番号	問題	解答	関係法令等	備考
15	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔にしておかなければならないが、そのようなことは、法令(省令等を含む。)に規定されているわけではない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第44条	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことになっている。
16	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、酒気を帯びて乗務してはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条 第50条	
17	旅客自動車運送事業運輸規則に規定する危険物等持込制限物品を、旅客の現在する事業用自動車内に持ち込むことは、禁じられている。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条 第52条	
18	運送中、旅客から煙草を勧められたので、車内で喫煙した。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条	運転者は運送途中に喫煙してはならない。
19	タクシー運転者が、休憩のために運送の引受けができない場合には、回送板を掲出しなくてもよい。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条	回送板を掲出しなければならない。
20	タクシー運転者は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条	
21	タクシー運転者は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合以外には、回送板を掲出してはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条	
22	旅客自動車運送事業運輸規則に規定する危険物等持込制限物品を携帯している利用者に対しては、運送の引受けを拒絶することができることとなっているため、運送を断ることができる。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第52条	
23	タクシー業務適正化特別措置法における「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が、その事業の用に供する自動車で、ハイヤーを含む。	×	タクシー業務適正化特別措置法 第2条	ハイヤーは含まない。
24	14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者は、登録の申請ができる。	×	タクシー業務適正化特別措置法 第7条	14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者は、登録できない。
25	登録運転者になるためには、タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受講し、修了しなければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法 第7条	
26	登録運転者は、氏名、住所に変更があった場合は、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法 第8条	
27	登録運転者は、雇用されているタクシー事業者の氏名又は名称及び住所(雇用されている事業者が変わったときを含む)に変更があった場合は、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法 第8条	
28	法令違反行為や著しく不適当な行為をしたとき等(乗車拒否、運賃の不正收受、悪質な客引き等)、また、一定の重大事故(死傷者事故等)を引き起こしたときには、タクシー運転者の登録は取消しとなる。	○	タクシー業務適正化特別措置法 第9条	
29	登録運転者が第二種運転免許の取消し又は40日以上効力が停止となった場合、登録は消除される。	○	タクシー業務適正化特別措置法 第10条	
30	登録運転者が第二種運転免許の取消しとなった場合でも、登録は消除されない。	×	タクシー業務適正化特別措置法 第10条	登録運転者が第二種運転免許の取消しとなった場合には登録は消除される。

番号	問題	解答	関係法令等	備考
31	登録タクシー運転者証は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向け、利用者に見やすいように表示しなければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法第13条	
32	登録運転者が乗務する際には、登録タクシー運転者証を携帯していればよいことになっており、利用者に見やすいように表示する必要はない。	×	タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向け、利用者に見やすいように表示しなければならない。
33	タクシー事業者は、交付を受けている登録タクシー運転者証の記載事項に変更があったときは、直ちに当該運転者証を国土交通大臣に提出して、訂正を受けなければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法第15条	
34	タクシー事業者は、その雇用する登録運転者が第二種運転免許の取消し又は40日以上効力の停止となったときには、直ちにその登録タクシー運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法第16条	
35	登録運転者が退職したときには、登録運転者自身が、直ちにその登録タクシー運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。	×	タクシー業務適正化特別措置法第16条	タクシー事業者が返納しなければならない。
36	タクシー事業者は、その雇用する登録運転者が第二種運転免許の取消しとなったときに、登録タクシー運転者証を国土交通大臣に返納する必要はない。	×	タクシー業務適正化特別措置法	タクシー事業者は、その雇用する登録運転者が第二種運転免許の取消し又は40日以上効力の停止となったときには、直ちにその登録タクシー運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。
37	タクシー事業者は、登録タクシー運転者証をよごし、損じ、又は失ったときであっても、その再交付を受けることはできない。	×	タクシー業務適正化特別措置法第17条	その再交付を受けることができる。
38	タクシー事業者は、登録タクシー運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法第18条	
39	登録運転者は、国土交通大臣に対し、第9条第1項第3号に規定する重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面(「登録運転者業務経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。	○	タクシー業務適正化特別措置法第18条の3	
40	登録運転者以外の者が、登録タクシー運転者証の類似のものを表示してもよい。	×	タクシー業務適正化特別措置法第47条	登録運転者以外の者が、運転者証及び類似のものを表示してはならない。
41	登録運転者以外の者が、登録タクシー運転者証及び類似のものを表示してはならない。	○	タクシー業務適正化特別措置法	
42	事業用自動車については、使用者又はこれら自動車を運行する者は、1日1回、その運行開始前に日常点検をしなければならない。	○	道路運送車両法第47条の2	
43	タイヤの日常点検については、タイヤの空気圧が適当であることや亀裂及び損傷がないこと、異状な摩耗がないことを点検しなければならない。	○	道路運送車両法第47条の2	
44	自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないこととなっている。	○	道路運送車両法第58条	
45	運送の申込みが運送約款によらないものであるときは、運送の引受けを拒絶してもよい。	○	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款第4条	

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験問題集 「安全」問題

番号	問題	解答	関係法令等	備考
1	指定タクシー乗り場で、指定台数を超えて客待ちをしたり、乗り場以外の道路上で客待ちすることは、停車ではなく駐車とみなされ、そこが駐車禁止場所であれば駐車違反となる。	○	道路交通法 第2条	
2	車両等は踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で必ず停止し、かつ、安全を確認した後でなければ、進行してはならない。	○	道路交通法 第33条	
3	後席シートベルトの着用は、乗客にすすめなくてもよい。	×		後席シートベルトは、義務化された。
4	夜間の運転で、道路状況から、歩行者の横断が予測できるような場合、対向車との間に蒸発現象が起こることを想定した運転が必要である。	○		
5	子どもは視野が大人より狭いため、車が接近しても気がつかないこともある。	○		
6	走行中にカーナビゲーションの画像を注視してはいけない。	○	道路交通法 第71条	
7	運転者が疲れているときは、危険を察知して判断するまでに時間がかかるため、空走距離は短くなる。	×		空走距離は長くなる。
8	交差点での留意事項について、一時停止標識のあるところでは、停止線の手前で一時停止し、徐行場所では徐行して左右の安全を確認する。	○		
9	高速道路での車間距離は、時速100キロなら80メートルほどとることが安全とされている。	×		100メートルが目安である。
10	乗客を見つけたときは、周囲の自動車や二輪車、自転車、歩行者にも注意を向け、安全確認を忘れない。	○		
11	急発進による事故を回避するために、発進するときには、行き先を尋ねながら乗客が座席に座ったことを確認し、ひと呼吸おいてから、静かに発進することが重要である。	○		
12	住宅区域内の狭い道路では、歩行者が少なく事故が起こりにくいため、特別な注意を払わなくてもよい。	×		子どもや自転車が飛び出すこともあるため、速度を落とし、前方、左右の安全を確認して、よりきめ細やかで慎重な運転を心がけるようにする。
13	交通事故を起こした場合、直ちに車両を停止させ、負傷者を救護し、危険防止の措置を行なった後、警察への届出をする。	○	道路交通法 第72条	
14	車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。（但し歩行者が明らかにいない場合は除く）	○	道路交通法 第38条	
15	酒酔い運転では、5年以下の懲役または100万円以下の罰金となる。	○	道路交通法 第65条	

番号	問題	解答	関係法令等	備考
16	住宅区域内の狭い道路では、歩行者が少なく事故が起こりにくいいため、特別な注意を払わなくてもよい。	×		子どもや自転車が飛び出すこともあるため、速度を落とし、前方、左右の安全を確認して、よりきめ細やかで慎重な運転を心がけるようにする。
17	酒酔い運転では、10年以下の懲役または200万円以下の罰金となる。	×		5年以下の懲役または100万円以下の罰金となる。
18	お年寄りは、乗り降りに時間がかかるため、援助等の配慮が必要なこともあるが、乗車中の配慮は、一般の乗客と同じようなものであり、高齢者だからといって、特別な配慮は必要ない。	×		お年寄りは、ちょっとした弾みでも骨折等になりやすいため、急発進や急ハンドルは避ける。
19	打撲傷程度の軽微な事故であっても、警察に届け、お互いに、車の番号、住所、氏名、電話番号及び事故の時間と場所等を確認する。	○	道路交通法第72条	
20	車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。（但し歩行者が明らかにいない場合は除く）	○	道路交通法第38条	
21	走行中に携帯電話などを手に持って通話したりメール送信等のために画像を注視してはならない。	○	道路交通法第71条	
22	運転者が疲れているときは、危険を察知して判断するまでに時間がかかるため、空走距離は長くなる。	○		
23	交差点での留意事項について、一時停止標識のあるところでは、停止線の上で一時停止し、徐行場所では徐行して左右の安全を確認する。	×		停止線の手前で一時停止する。
24	高速道路での雨天時の車間距離は、時速100キロなら200メートルほどとることが、安全のために望ましい。	○		
25	乗客を乗せる際に、ドアを開けたときに、追従してきた二輪車や自転車が追突したり、開けたドアに飛び込んできたりすることがよくある。 このような事故を防ぐために、後方、側方の確認を十分にする。	○		
26	お年寄りは、ちょっとした弾みでも、骨折等になりやすいものである。 乗車されたら、まず、このことを念頭におき、急発進や急ハンドルは避ける。	○		
27	地理が分からない場合に地図等を見ながら運転すると、追突、接触事故を起こすことがある。このような事故を避けるためには、あらかじめ、行き先(目的地)・経路を確認し、もし、地理に不安があれば正直に乗客に伝え、発車前に地図を確認したり乗客尋ねるなど、不安感をなくして出発する。	○		
28	打撲傷程度の軽微な事故であれば、警察に届けなくてもよい。	×	道路交通法第72条	軽微な事故であっても、警察への届出は必ず行う。
29	車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなくてもよい。	×		
30	酒酔い運転では、10年以下の懲役または200万円以下の罰金となる。	×	道路交通法第65条	5年以下の懲役または100万円以下の罰金となる。

番号	問題	解答	関係法令等	備考
31	車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	○	道路交通法 第22条	
32	高速道路での車間距離は、時速100キロなら100メートルほどとることが安全とされている。	○		
33	後席シートベルトは、シートのすき間に入り込んでいることもあるため、乗客が容易に着用できるよう点検しておく。	○		
34	雨天時は制動距離が短くなる。	×		制動距離が長くなる。
35	走行中に携帯電話などを手に持って通話したりメール送信等のために画像を注視してはならない。	○	道路交通法 第71条	
36	走行中にカーナビゲーションの画像を注視してはいけない。	○	道路交通法 第71条	
37	重い荷物を積んでいるときは、制動距離は短くなる。	×		制動距離が長くなる。
38	交差点での留意事項について、一時停止標識のあるところでは、停止線の手前で一時停止し、徐行場所では徐行して左右の安全を確認する。	○		
39	高速道路での車間距離は、時速100キロなら80メートルほどとることが安全とされている。	×		100メートルが目安である。
40	乗客を乗せる際に、ドアを開けたときに、追従してきた二輪車や自転車が追突したり、開けたドアに飛び込んできたりすることがよくある。 このような事故を防ぐために、前方のみ確認を十分にする。	×		後方、側方の確認を十分にする。
41	お年寄りは、乗り降りに時間がかかるため、援助等の配慮が必要なこともあるが、乗車中の配慮は、一般の乗客と同じようなものであり、高齢者だからといって、特別な配慮は必要ない。	×		お年寄りは、ちょっとした弾みでも骨折等になりやすいため、急発進や急ハンドルは避ける。
42	住宅区域内の狭い道路では、子どもや自転車が飛び出すこともあるため、速度を落とし、前方、左右の安全を確認して、よりきめ細やかで、慎重な運転を心がけるようにする。	○		
43	打撲傷程度の軽微な事故であっても、警察に届け、お互いに、車の番号、住所、氏名、電話番号及び事故の時間と場所等を確認する。	○	道路交通法 第72条	
44	車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。（但し歩行者が明らかにいない場合は除く）	○	道路交通法 第38条	
45	酒酔い運転では、3年以下の懲役または50万円以下の罰金となる。	×	道路交通法 第65条	5年以下の懲役または100万円以下の罰金となる。

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験問題集 「接遇」問題

番号	問題	解答	関係法令等	備考
1	タクシー運転者の乗務中の服装については、運転操作に円滑を欠くおそれのあるものは着用しない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条	
2	タクシー運転者は、乗客に信頼感・安心感を与えられるよう、清潔で整った身だしなみが必要とされている。	○		
3	乗客を乗せるために停車させ、乗客の状況を確認するが、手荷物は、乗客がトランクに入れられるようであれば、運転者はトランクの施錠を外すだけでよい。	×		乗客の状況を確認し、手荷物の状況によっては、車外に出て、トランクにお預かりする。
4	目的地に着いたら、「お待ちどうさまでした。運賃は〇〇円です。」と、乗客に運賃を確認してもらう。	○		
5	乗客から求めがあったときは、必ず領収証を発行しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第10条	
6	乗客との会話は、親しみをこめて敬語は使わないほうがよい。	×		乗客との会話は、適切な言葉づかいに気をつける。
7	会話の内容は、プライバシーに配慮し、立ち入った話はしないようにする。	○		
8	行き先を確認したら、「はい、かしこまりました。〇〇〇までですね。」と、行き先を復唱し、ていねいに対応することが望ましい。	○		
9	「空車」を表示しているときは、正当な理由なく乗客の申し込みを断ることができない。	○	道路運送法 第13条	
10	運送中高速道路を利用する場合、メーターを「高速」の表示に操作するのは、高速料金所からである。	×		一般道路との分岐点において操作する。
11	ラジオは切っておき、乗客の要望があればスイッチを入れる。	○		
12	視覚障害者や高齢者(特に夜間など)には、「500円を受け取りました。」と、受け取った金種を確認すると間違いがない。また、釣銭は金種を挙げながら「千円が2枚、500円が1枚、10円が3枚」というように、確認してもらいながら、乗客に手渡すとよい。	○		
13	初乗り料金に対して乗客が一万円札を出すことは、乗客のほうにも責任があるため、運転者が両替をしに行く必要はない。	×		釣銭は、いつでも運転者が用意しておくなければならない。
14	ドアを開めるときの事故を防ぐために、身体の一部や洋服などが挟まれそうになっていないか、確認する。	○		
15	当該運送の申し込みが、道路運送法により認可を受けた運送約款によらないものである場合は、運送の継続を断ることができる。	○	道路運送法 第13条	
16	運送の安全のための乗務員の指示に従わない乗客についても、一度運送を引受けた乗客であるため、運送の継続を断ることはできない。	×	道路運送法 第13条	運送の安全のための乗務員の指示に従わない乗客については、運送の引受けを断ることができる。

番号	問題	解答	関係法令等	備考
17	著しく離れた区域の運送を求められても、運送の引受けを断ることができない。	×		著しく離れた区域の運送を求められたときは、断ることができる。
18	泥酔者又は不潔な服装をした者等であって、他の乗客の迷惑となるおそれのある者は、運送の引受けを断ることができる。	○		
19	タクシー内の忘れ物を防止するためには、乗客が降車する際に「お忘れ物はありませんか」と一声かけることが重要である。	○		
20	乗客が途中で眠くなる場合もあるため、目的地、経路などの確認は乗車時に忘れずに行う。	○		
21	乗客を乗せ、目的地に着いたところ、寝込んでしまっていた場合には、身体に触れないようにして起こす。	○		
22	乗客への接遇において、実際にトラブルが発生し、解決困難と思われたときは、交番などの第三者に仲裁を依頼し、解決に当たる。	○		
23	乗客から交差点や横断歩道の上で降車を求められた場合には、歩行者や他の車の迷惑にならないよう停車させる。	×		乗客に対して駐停車禁止場所では乗車または降車できない事情を説明し、駐停車禁止場所以外の安全な場所で乗車または降車を行うべきである。
24	平成18年12月に施行されたバリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)では、タクシー事業者もその適用対象となり、一定の義務を負うこととなった。	○		
25	障害者といっても、内臓疾患、言語障害、知的障害、精神障害など、外見からは認識しにくい障害もある。	○		
26	高齢者や障害者の方の乗り降りの際には、運転者は車外に降りて客席側ドアにまわり、手でドアを開けて、乗り降りの手助けや手荷物の出し入れを親身に行うことが望ましい。	○		
27	視覚障害の方が乗車された場合は、速度や振動に配慮することが必要であるが、道路状況等については説明しなくてもよい。	×		視覚障害者の方の場合には、ブレーキをかける場合に「信号が赤なので止まります。」等の道路状況説明をすることにより、乗客の不安が軽減される。
28	高齢者や障害者の方とはいえ、タクシーの乗車に慣れてもらう必要もあるため、乗車や降車は自分で行ってもらい、援助はしないほうがよい。	×		乗客の自主性にまかせるとしても、すぐ援助できる距離で見守るようにする。
29	車いすを利用されている方に対して、車いすを動かすときには、「動かします」と必ず声をかけてから動かすようにする。	○		
30	車いすの障害者のタクシーへの移乗を援助する場合は、身体の中のどの部分をどう持つかについて、あらかじめ確認するとよい。	○		
31	運送途上において、乗客が突然車内で体調が悪くなり、意識の有無がはっきりしない場合は、声をかけながら大きく揺さぶる。	×		揺さぶってはいけな

番号	問題	解答	関係法令等	備考
32	運送途上において、乗客が突然車内で体調が悪くなったような事態が発生した場合、運転者は点呼時に報告するだけで、関連した記録を日報に記載する必要はない。	×		運転者は関連した記録を日報に記載し、点呼時に報告する必要がある。
33	障害者割引については、「身体障害者手帳」または都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する「知的障害者の療育手帳」(事業者が認可を受けている場合のみ「精神障害者保健福祉手帳」)の交付を受けている人が、対象である。	○		
34	障害者割引について、乗客に明らかな障害がわかるのであれば、「身体障害者手帳」や「知的障害者の療育手帳」を提示しなくても割引してよい。	×		手帳の交付を受けている人が手帳を提示しない場合は、割引対象にはならない。
35	身体障害者の方と介護者(健常者)の方が同乗しており、途中で身体障害者の方だけが降車した場合、介護者が降車する場所まで障害者割引が適用される。	×		
36	身体障害者の方と介護者(健常者)の方が同乗しており、途中で身体障害者の方だけが降車した場合、障害者割引が適用されるのは、身体障害者の方が乗車した区間のみである。	○		
37	妊婦の方は、衝撃によりバランスを崩すことも少なくないため、速度や衝撃などを考慮した運転が必要とされる。	○		
38	病気やけが人を乗車させる場合は、症状を悪化させない走行の仕方や、車内環境に配慮をする。	○		
39	運転中地理に不安がある場合は、早めに乗客に確認したり、地図を見るなどする。	○		
40	乗客には親しみがある対応が重要なため、敬語を使うことは好ましくない。むしろ、気軽な言葉づかいが好ましい。	×		乗客に好感を与える態度は、初対面の目上の人に対する気持ちで対応することです。親しみがあることも大切ですが、礼儀がなくてはならない。
41	行き先だけを確認してコースを確認しなかった場合、乗客の希望する行き先に着かないこともあるため、行き先とコースを必ず確認する。	○		
42	目的地に着いたら、すみやかに「支払」ボタンを押すよう、注意しなければならない。	○		
43	領収証の発行に時間がかかる場合は、領収証を発行しなくてもよい。	×		たとえ記載に時間がかかったとしても、領収証の発行を希望する乗客には、こころよく発行するようにする。
44	万一、釣銭が不足してしまった場合には、乗客に事情を丁寧に説明し、乗客に両替を依頼することなく、運転者が両替する。	○		
45	乗客が乗車する際には、乗客がドアに挟まれないかどうか確認し、降車した際には、洋服や身体などが、車から十分に離れているかどうか、確認してから閉めるようにする。	○		

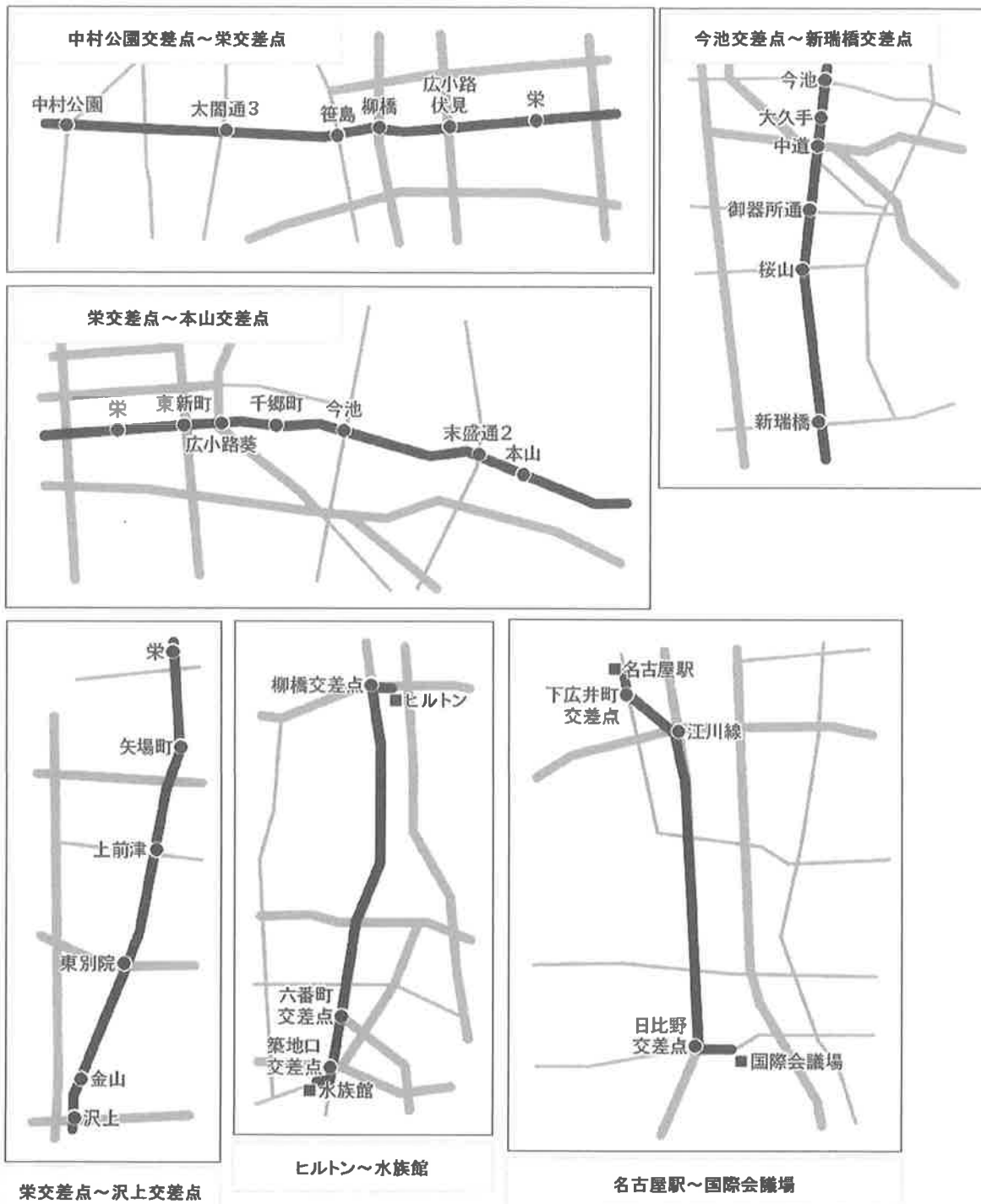
地理効果測定

参考資料

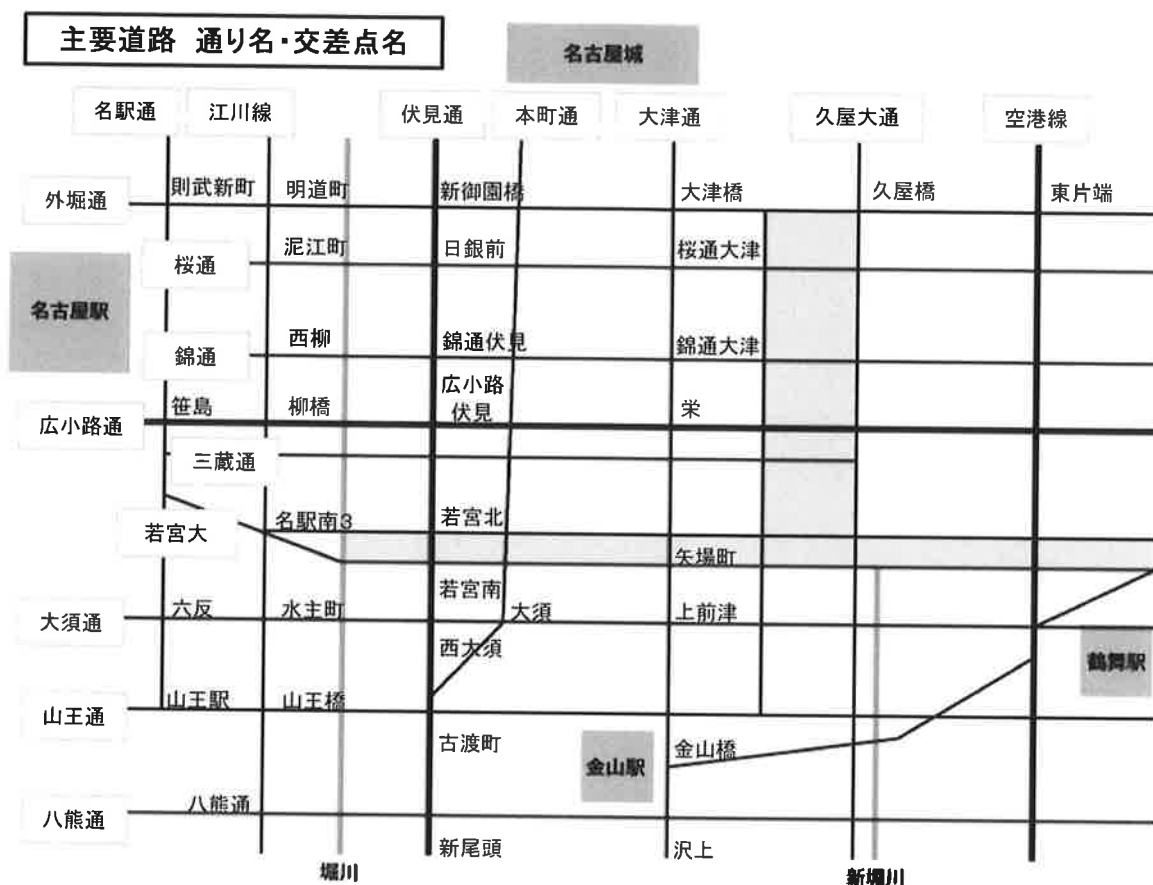
輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する「地理」効果測定・参考地図①



輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する「地理」効果測定・参考地図②



輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する「地理」効果測定・参考地図③

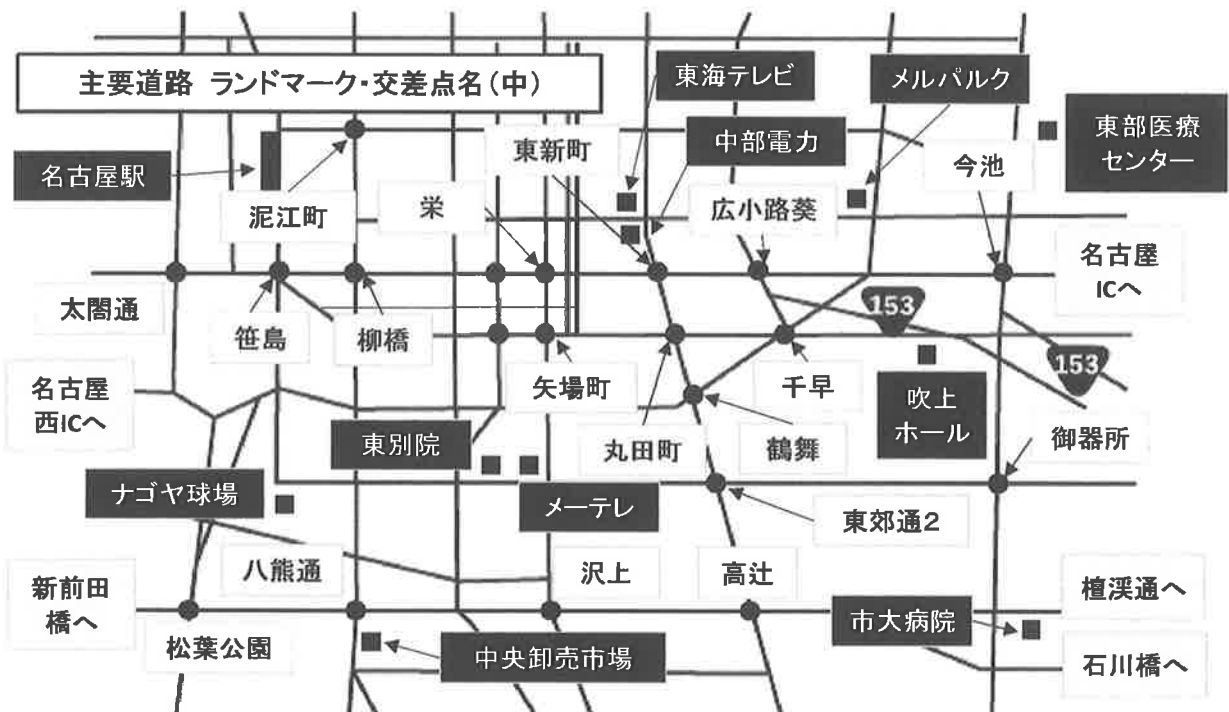
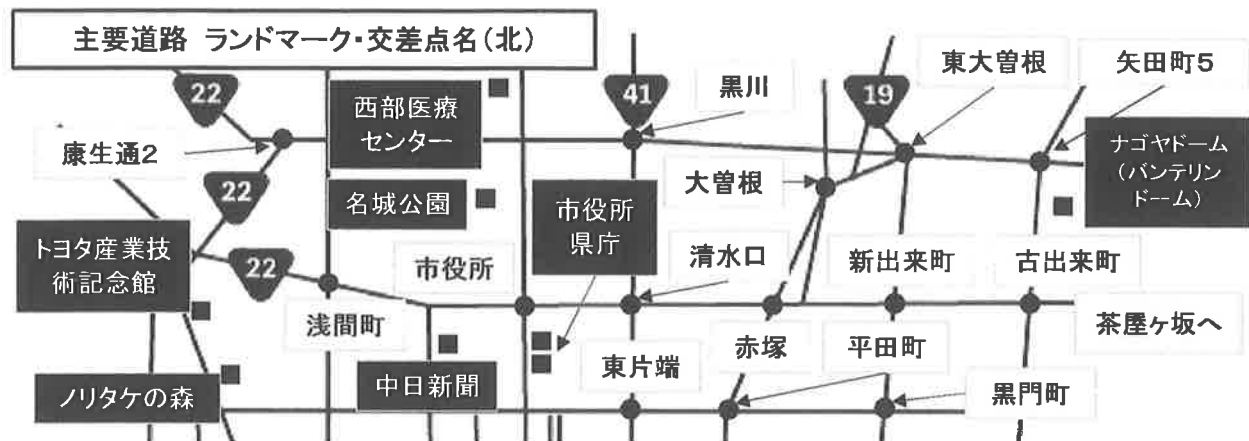


難読地名				
読み方	ちからまち	とねりちょう	へいでんちょう	ねこがほらどおり
地名	(東)主税町	(東)舎人町	(東)平田町	(千種)猫洞通
読み方	ひよりちょう	からやまちょう	ちごのみやどおり	ちゅうまるちょう
地名	(千種)日和町	(千種)唐山町	(北)稚児宮通	(北)中丸町
読み方	こうのみちょう	かこまち	にぶいけちょう	ごうどちょう
地名	(西)香呑町	(中村)水主町	(東)鈍池町	(熱田)神戸町
読み方	いしんちょう	だんけいとおり	おとどちょう	
地名	(港)惟信町	(昭和)檀溪通	(瑞穂)大殿町	

道路の通称名

- ・国道23号は名四国道とも言われています。
- ・国道22号は名岐バイパスとも言われています。
- ・辻本通は防衛道路とも言われています。
- ・栄を南北に貫く久屋大通と東西に走る若宮大通は100m道路とも言われています。

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する「地理」効果測定・参考地図④



輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する「地理」効果測定参考資料

道路・交差点及び施設・所在地について

・次の問題を見て正しいものには○、間違っているものには×をつけよ。

No	問題文	回答控	正解	地図項
1	昭和区の国道153号線と関田名古屋線の交差点名は「檀溪通」である。	×	川原通7	P.19
2	中川区の国道1号線と太平通(名古屋環状線)の交差点名は「六番町」である。	×	昭和橋通3	P.22
3	バンテリンドームナゴヤは「東区砂田橋」にある。	×	東区大幸南	P.9
4	東名古屋病院は「日進市梅森台」にある。	×	名東区梅森坂	P.20
5	西枇杷島警察署は「清須市西枇杷島町弁天」にある。	○		P.7
6	中区の若宮大通と大津通の交差点名は「矢場町」である。	○		P.13
7	中川区の八熊通と名古屋環状線の交差点名は「高畑」である。	×	松葉公園	P.17
8	IGアリーナは「北区名城」にある。	○		P.8
9	国際展示場は「港区空見町」にある。	×	港区金城ふ頭	P.75
10	藤田医科大学病院は「緑区徳重」にある。	×	豊明市沓掛町	P.76
11	千種区の広小路通と名古屋環状線の交差点名は「池下」である。	×	今池	P.13
12	南区の名古屋環状線と東海橋線の交差点名は「桜本町1」である。	○		P.28
13	徳川美術館は「東区白壁」にある。	×	東区徳川町	P.8
14	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院は「中村区太閤通」にある。	×	中村区道下町	P.12
15	西部医療センターは「北区平手町」にある。	○		P.4
16	中村区の広小路通と名駅通の交差点名は「名古屋駅」である。	×	笹島	P.12
17	海南病院は「弥富市前ヶ須町」にある。	○		P.34
18	熱田区の国道1号線と国道19号線の交差点名は「旗屋町」である。	×	熱田神宮南	P.23
19	南区役所は「南区呼続」にある。	×	南区前浜通	P.28
20	南区の国道23号線と名古屋環状線の交差点名は「北頭」である。	○		P.28
21	名古屋港水族館は「港区港町」にある。	○		P.27
22	西区の江川線と外堀通の交差点名は「明道町」である。	○		P.12
23	麒麟ビール名古屋工場は「西区堀越」にある。	×	清須市寺野	P.35
24	北区役所は「北区清水」にある。	○		P.8
25	中村区の江川線と広小路通の交差点名は「納屋橋」である。	×	柳橋	P.1